

第48回
東京都景観審議会議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

第48回東京都景観審議会議事録

I 日 時

平成30年3月23日（金） 10：00～11：00

II 場 所

都庁第二本庁舎31階 特別会議室26

III 出席者

【委員】中井検裕会長、河島均副会長、有賀隆委員、小沢朝江委員、小野良平委員
加藤幸枝委員、鈴木邦成委員、松尾俊彦委員、矢部洋士委員
山崎登美子委員、川本正一郎委員、秋葉英敏委員

【事務局】遠藤屋外広告物担当課長、寺沢景観担当課長

IV 議事次第

1 開 会

2 審議事項

1 東京都景観計画の変更（素案）

3 報告事項

1 東京都選定歴史的建造物の同意状況

特に景観上重要な歴史的建造物等の取組状況

2 歴史的建造物保存のチャリティイベント

4 その他

5 閉 会

V 配付資料

資料1 東京都景観計画の変更（素案）

資料2－1 東京都選定歴史的建造物の同意状況

資料2－2 特に景観上重要な歴史的建造物等の取組状況

資料3 歴史的建造物保存のチャリティイベント

○遠藤屋外広告物担当課長 定刻前でございますが、きょう予定されている皆さんがそろいましたので、ただいまから第48回東京都景観審議会を開会させていただきます。

本日は、ご多忙のところ当審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、審議会事務局の遠藤でございます。

本日は、会長に議事をお願いいたしますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

初めに、現在ご出席の委員の方は12名でございます。東京都景観審議会規則第5条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日お手元にお配りしました資料を確認させていただきます。本会でご説明いたします資料は、次第、配付資料、資料1のファイル、それから資料2-1、資料2-2、資料3と座席表でございます。そのほか机上には「東京都景観計画」の冊子、「都市づくりのランドデザイン」のパンフレット、「景観法、景観条例、景観審議会要綱、規則」が入っています紙ファイルでございます。全ておそろいでしょうか。不足がございましたら事務局のほうにお申しつけください。

それでは、東京都景観審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、中井会長に議長をお願いいたします。

中井会長よろしくをお願いいたします。

○中井検裕会長 皆様、おはようございます。

年度末のお忙しいところ、よろしく願いをいたします。

それでは、早速審議事項に入りたいと思いますが、その前に傍聴の方はいらっしゃいますか。

○事務局 いらっしゃいません。

○中井検裕会長 いらっしゃらない。それでは、いらっしゃったら随時入室をよろしくお願いいたします。

○事務局 はい。

○中井検裕会長 それでは、本日、審議事項が1件と報告事項が2件、その他となっております。早速審議事項から始めたいと思います。

東京都景観計画（素案）につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 はい。よろしくをお願いいたします。

景観計画策定から10年が経過し、社会情勢が変化していること等を踏まえ、これまで景

観計画の変更素案について検討してまいりました。今回、お手元にございますこちらの赤いファイル、こちらの変更素案は、計画部会や歴史景観部会でいただいたご意見等を踏まえまして事務局が取りまとめたものでございます。

今後のスケジュールについてですが、お手元A4の縦のこちらの資料をごらんください。

本日のご審議を踏まえまして、素案の公表を3月の28日より公表し、意見募集を4月の20日まで行います。そして第2章の景観法に基づく取組内容については、5月17日に都市計画審議会にて意見聴取を行いまして、最終的に7月以降にこの変更内容を施行する予定でございます。

続いて、変更内容については、お手元のこちらA4横の東京都景観計画の変更（素案）概要をごらんください。

主な内容は五つございまして、一つ目が第1章第2「東京の景観特性」の再構成。二つ目が第1章第5「夜間における景観の形成に関する方針」の追加。3点目が第2章第3「景観重要公共施設」の追加。4点目が第3章の第1「大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度」の変更。そして五つ目が時点修正等「その他」でございます。

そしてこちらの概要を現行の景観計画の構成にあわせて赤書きで示したものがこちらのA4横の1枚紙でございます。

それでは、順を追って説明させていただきます。

まず、第1章第2「東京の景観特性」についてですが、こちらは概要の1枚目をごらんください。東京の景観特性のまとめ方は、都上位計画の地域区分ごとにそれぞれ特性を記載してございます。現行の景観計画では、平成13年度に策定いたしました「東京の新しい都市づくりビジョン」に基づき五つの地域区分で特性をまとめておりました。これを変更素案では、昨年、平成29年9月に公表されました「都市づくりのグランドデザイン」の地域区分を踏まえ、四つの区分に応じまとめております。

地域区分の数が減るとともに、地域区分の境界が変わっております。都市づくりビジョンのセンター・コア再生ゾーンは、環六をおおむねの区域としているのに対し、グランドデザインの中核広域拠点域では、おおむね環七を境界としておりまして、グランドデザインの中核広域拠点域の範囲がより広がっています。ほかには新都市生活創造域については、環七からJR武蔵野線をおおむねの区域とし、多摩広域拠点域はJR武蔵野線から圏央道をおおむねの区域としております。また、自然環境共生域については圏央道から西をおおむねの区域としております。

大きく変わっている点はお手元資料の下部にあるとおりで、都市づくりビジョンのほうの東京湾ウォーターフロント活性化ゾーンが中枢広域拠点域に包含されている点と、都市環境再生ゾーンを環七の内と外で分けている点でございます。こういった状況を踏まえまして景観の特性を再構成してございます。

具体例でご説明させていただきますと、素案の9ページをごらんください。こちらの素案では、地域区分の間で移行した文言については青字で、移行以外で変更した文言については赤字で表示しております。例えば、中枢広域拠点域の、縦横に巡る水のネットワークで記載している内容は環六外側の隅田川や江東デルタ地帯についての記載が多くございます。こちらは都市づくりビジョンでは都市環境再生ゾーンに含まれている区域であり、このような形で区分間を移行しているため青字で記載しております。こうした形で各区分を記載しております。

簡単ではございますが、第1章第2の変更点は以上でございます。

○事務局 次に、概要の2ページ目をごらんください。こちらは第1章に「夜間における景観の形成に関する方針」を追加するものです。

検討の背景といたしましては、国際的な都市間競争の激化や訪都外国人数の増加。ライフスタイルの多様化による夜間の外出機会の増加。また照明技術の著しい進歩などがありまして、昼間と同様に夜間の景観形成も重要となってきております。また、先ほどご説明しました、こちらの都市づくりのランドデザインにおいても、都市の魅力としての光に着目し、夜間景観を演出するとしております。

都の各局におきましても、産業労働局が観光振興の観点から夜景のマップを作成したり、また、政策企画局では公共施設等を対象にしたライトアップ基本方針を作成する予定としております。そうした動向も踏まえまして、景観施策としても夜間の景観について検討をまいりました。

この間、照明の専門家にもヒアリングを行っておりまして、専門家の方からは、「各都市には一目でわかる夜景のランドマークやスポットがあるが東京には少ない」ですとか、「世界の先進都市のように夜景に関する方針が必要ではないか」、また「光の質を上げ、快適に過ごせるようにすべき」などのご意見をいただいております。

現行の景観計画におきましても、例えばこちらのピンクのファイルの55ページをごらんください。こちらは臨海基本軸の基準になるのですが、上から二つ目の四角では、夜のにぎわいを演出するライトアップを行うなど、周辺状況に応じた夜間の景観に配慮するとい

うことで、同様に各基本軸や景観形成特別地区ごとに夜間に関する基準は入れておるのですが、これまで全体を貫く方針がなかったということで、新たに第1章に項目を起こしまして夜間の方針を追加し、東京ならではの夜間景観と良質な光の誘導を図って東京の魅力を高めていきたいと考えております。

概要版の2ページ目にお戻りいただきまして、方針は大きく三つ掲げております。1点目が「ダイナミックな都市構造を光で表現」、2点目が「地域の個性を生かした夜間景観の形成」、3点目が「光の質の向上」です。

1点目のダイナミックな都市構造を光で表現では、都市活動の象徴でもある高層ビルが集積した拠点や主要な道路、河川などの都市基盤施設などの都市構造を光のヒエラルキーをつけて表出させること。また品格や落ちつきを持った明るさを抑制すべき地区ですとか、夜のにぎわいや活気を演出する地区など、地域特性を踏まえためり張りをつけるということを記載しております。

方針2点目ですが、地域の個性を生かした夜間の景観形成ということで、地域の景観特性に応じた照明により個性をいかしていくということで、個性ある地域の夜景を回遊して楽しめるよう、光を点から線、面へと繋げ、連続性のある夜間景観を形成する。また東京の歴史や文化、地形や自然などの景観資源を引き立たせる照明を行うということを記述しています。

その上で、またピンクの変更素案のほうの44ページから45ページになるのですが、先ほどの方針の下に、地域ごとの夜間の方針を少し書き込んでおりまして、例えば風格のある都心では、首都にふさわしい風格を光で演出するですとか、個性豊かな拠点、それから歴史的・文化的資源の周辺でのライトアップ、また落ちついた住環境など、少し地域ごとの方針を記述しております。

また、概要版にお戻りいただきまして、3点目の光の質の向上では、まぶしく不快な光を抑制するですとか、光と影を効果的に使ったためり張りの演出、また必要な場所に光をあて過度な照明は抑制するなど、少ないエネルギーで効果的な照明をするなどの方針を記載しております。

概要版の下に移りまして、第2章に「景観重要公共施設」を追加するものです。こちらにつきましましては、昨年8月30日の景観審議会におきまして、特に景観上重要な歴史的建造物等の指定の追加に関してご承認をいただいた件です。今回、景観行政団体になっていない区市に所在する水元公園と小金井公園を景観重要都市公園に追加したいと考えており

ます。こちらは変更素案でいいますと128ページが該当ページになります。こちらの景観重要公共施設の追加につきましては、景観法に基づく取り組み変更になりますので、5月17日に開催を予定しております都市計画審議会にて意見を聴取する予定としております。

続きまして、概要版の3ページです。第3章「大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度」の変更です。こちらでは、先ほどの夜間の景観形成方針を踏まえまして、大規模建築物等の景観形成基準に夜間照明に関する事項を追加するものです。こちらは、大規模建築物等を対象にしておりまして、総合設計などの都市開発諸制度や都市再生特別地区など、通常よりも容積を割り増しして計画される建築物が対象になります。

基準の内容ですが、例えば1ポツ目の四角、広場などの公開空地ですとか、歩行者通路などがこれらの開発に際して設けられますので、これらのパブリックスペースの光を点から線、線から面につなげて周辺道路などの公共施設も含めて連続性や一体感のある光の空間を整備するですとか、また上から三つ目の四角では、敷地内に歴史的な遺構やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行うですとか、また上から五つ目の四角になりますが、建築物の高層部では色や過度な動きによる演出を避けることを原則としております。ただし、余り一律的な規制になってもつまらなくなるかと考えておりますので、場所ですとか内容によってはにぎわいや個性を発揮できるように、地域のガイドライン等で定めがある場合ですとかイベント時はこの限りでないという記載をしております。また演出を行う場合は、周辺との調和に配慮するとともに、地域の魅力向上に寄与する効果的な照明とすることとしております。ほかには、省エネルギーへの配慮としてLED照明または同等以上の環境性能を持つ器具を使用するですとか、オフィス等の窓面の内側からの過度な漏れ光を抑制するといった基準を記載しております。

こちら大規模の基準についてはもう1カ所変更点がありまして、こちらは変更素案の140ページをごらんいただけますでしょうか。先ほどの大規模の基準の中に屋外広告物の基準も設けておりまして、ここの屋外広告物の上から三つ目の四角になるんですけども、ただし書きの規定を追加するものです。こちらの三つ目の基準では、高さが3階を超える部分ですとか、地盤面からの高さが10メートル以上の部分に設置する広告物については、規制を屋外広告物条例よりも厳しい規制をかけておりまして、内容としてはビル名などの自家用広告に限定するですとか、また大きさ等にも規制を設けています。ただ、こちらも駅前などの立地におきましては、にぎわい形成を目的として10メートルを超えた部分、もう少し上に設置したい等の要望がありまして、今までの基準を原則としつつも、場所によ

っては壁面に設置する広告物につきましては、良好な景観の形成への配慮がなされるものについては10メートルの一律の規制によらないことができるようにただし書きの規定を設けたいと考えております。

○事務局 続いて文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導の変更についてですが、こちらは素案の147ページ以降に該当する部分でございまして、変更内容としては、1月の本審でご承認いただきました文化財庭園等周辺の景観誘導区域に向島百花園と旧安田庭園を追加してございます。

続いて皇居周辺の風格ある景観誘導の変更についてですが、文化財庭園の後のページになりまして、変更内容としては173ページをごらんください。

こちらのウ、景観形成基準における眺望点についての二つ目のポチにございます、特に風格ある景観を望むことができる眺望点に新たに東京駅丸の内駅前広場を追加するというものでございます。こちらの東京駅中央広場は、昨年整備が完了しまして開放されてございます。また行幸通りは各国大使が就任する際に行われる信任状捧呈式にて東京駅から馬車に乗って日本に就任する大使が皇居に向けて抜けていく道でございまして、東京駅から皇居に向けた眺望はまさに首都を象徴するものでございます。一方、景観計画で定めております特に風格ある景観を望むことができる眺望点とは、主要な眺望点のうち、特に良好で保全すべき重要な遺構や内濠を含む広大な水辺、緑地景観を眺望することができる場所としてございます。そこでこの行幸通りを軸とした、皇居の森の風格ある眺望を保全することを目的としまして、東京駅丸の内広場に眺望点を追加するというところでございます。保全する方法でございますが、174ページの図表3-25、東京駅丸の内広場、素案で言うところの東京駅中央広場と書いてあるところなのですが、こちらの写真をごらんください。この写真でいう皇居の森の裏側にビルが見え、その景観に影響が及ぶと判断する場合は、計画部会でデザインコントロールしていくというものでございます。どういうことかといいますと、次のページの図表3-26をごらんください。この図表の赤丸は先ほど説明いたしました特に風格ある景観を望むことができる眺望点で、その役割は皇居の外側にありますB区域なのでございますけれども、こちらのB区域内で行われる大規模建築物の事業主に対しまして、この点からシミュレーションを行っていただきまして、大規模建築物がその景観に影響を及ぼす場合、都市計画の手續に先んじて計画部会の審議を要することとしております。

この図表3-25の写真は、シミュレーションを行うべき箇所として定めているカットな

ので、ここからビルが見え影響を及ぼすと判断されるものについては、景観審議会計画部会によりデザインコントロールしていくというものでございます。

皇居周辺の風格ある景観誘導の変更は以上でございます。

続きまして、第3章第3「歴史的建造物の保存等による景観の形成」の変更についてご説明いたします。お手元素案の183ページをごらんください。

現行の景観計画では東京都選定歴史的建造物と歴史的景観の形成の二つの項目で構成しておりました。こちらをこれまで10年間の都の取り組みを踏まえ六つの項目に再構成いたしました。現行の景観計画では、東京都選定歴史的建造物に集約されていた内容を五つに分割し再構成しております。五つの内容は、「東京都選定歴史的建造物の選定」、次のページ184ページの2番になりまして、「特に景観上重要な歴史的建造物等の選定」、続きまして「歴史的景観形成の指針」、「都市開発諸制度を活用した保存の推進」、「歴史的建造物の利活用・保存支援の促進」でございます。都選定歴史的建造物と特に景観上重要な歴史的建造物等については、これまで歴史景観部会や本審議会でのご審議を踏まえ、選定基準を定め追加候補を順次選定してまいりました。このようなこれまでの取り組みに加えまして、前回1月の審議会にていただいた近現代を含めた建造物の選定候補を追加し、その価値を共有していくべきという旨のご意見を踏まえまして、都選定歴史的建造物及び特に景観上重要な歴史的建造物の選定について今後の取り組みを含めてまとめてございます。

3の「歴史的景観形成の指針」についてですが、こちらは現在の指針をより広く知ってもらうため、今後の取り組みとして歴史的建造物の所在する区市町村窓口においてパンフレットを配布するとともに、都ホームページを活用し、都選定歴史的建造物や特に景観上重要な歴史的建造物ごとに指針の適用範囲を周知していくことを記載してございます。

続きまして、5番の「歴史的建造物の利活用・保存支援の促進」についてですが、こちらの利活用の促進については、これまで実施してまいりましたチャリティイベントなどの取り組みを通じ、多くの人に歴史的建造物への関心を持ってもらい、社会全体で歴史的建造物を守り生かしていく機運を醸成していくよう、今後もこれまでの取り組みを継続していくものとして位置づけております。このことに加えまして、歴史的建造物を機能転換することで利活用を促進し、保存支援につなげていくことを位置づけております。

続いて「保存支援の取組」としましては、これまでの取り組みを継続するとともに、新たな資金調達方法の導入を検討していく旨を記載してございます。

以上で素案の説明を終えさせていただきます。

○中井検裕会長 はい。ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明についてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

こちらはそれぞれの部会でも、一応ご審議いただいているという理解でよろしいですか。

歴史のほうの部会、計画部会、いずれでも部会の先生方にもごらんいただいているというところでございます。いかがでしょうか。

はい、小野委員どうぞ。

○小野委員 幾つかあるのですけれども、まず夜間の景観の件で、第1章の方針のところに追加されたということ、先ほどの概要の資料でいきますと2ページのところに、方針の1、2、3と掲げられていまして、基本的な方針としては特に異議はないのですけれども、このうち具体的な施策にどうつながっているかという観点でいうと、この後のほうの大規模建築の事前協議のあたりに照明の話があったのは理解したのですが、例えば方針1のダイナミックな都市構造を光で表現というのは、私の理解したところ、比較的面的な都市構造がわかるような、夜景を上から見るようなタイプの景観を指しているのだと思うのですが、これを具体的にどういうふうを実現していくかというのは、少なくともこの方針には余り書かれていないのですけれども、これは単純に考えると、何らかの面的なコントロールと、それを眺める視点の確保や保全が必要だと思うのですけれども、そのあたりをどの程度見込まれているのか、あるいは何らかの記述をしなくていいのかというあたりが少し気になった点です。

続けてよろしいですか。

○中井検裕会長 はい、どうぞ。

○小野委員 あとは、若干細かいかもしれないのですけれども、最初の都市計画のほうでゾーンの見直しがあったので、それに対応してこの景観計画も変えますという話の中で、例えば18ページですけれども、このピンクのファイルのほうですね。青字はこのゾーンの見直しで移動したものだというご説明だったのですが、この青線で消してあるのは、これはどういう理解をしたらいいのかが少しわからなかったのですけれども、というのも、ここに隅田川周辺の記述について削除されているようなのですけれども、ここのタイトルが「河川や公園による水郷景観」になっておりまして、水郷景観というからにはこのあたりのかつての歴史的な記述がないと、何が水郷景観なのかの説明になっていないので、このタイトルとの整合を考えたときに、青いところを消していいのかというあたりを少し疑問に感じました。

もう1点は、これはこの景観計画に今回の協議のこととは少し離れたこの先の話になるかもしれないのですけれども、第2章の景観基本軸というあたりの大きな説明が既に当初から景観計画にあると思うのですけれども、これは自然環境をベースにした非常に大きな景観の軸を保全していきましょうという大きな考えですから、これは基本的に余り変えるべきでないということで、今回変更がないのは当然だと思うのですけれども、一方で、もう少し長い目でこの基本軸が実際に目標に従って達成されていっているのかどうかのモニタリングというのか、何か検証を何らか行う、そういう取り組みも今後のこととしてはあってもいいのではないかというふうに感じました。

以上になります。

○中井検裕会長 はい。3点ございましたけれども、それでは順に事務局よりご回答をお願いします。

○事務局 まず1点目、夜間の景観に関するご意見ですが、方針に基づいた実現手段的なところに関するご意見だと思っておりますが、まず、都市構造の中でも一つは高層ビル群の拠点ということで面的開発、こちらは3章に追加します大規模の景観形成基準による取り組みで実現していきたいと考えておりますし、また、これから起こる面的な開発につきましては、地元で大体まちづくりガイドラインなどを策定する傾向にありますので、その中に夜間に関する事項も入れてもらうように今促しております、地域独自でそういった夜景としても特色を出していくようなルールづくりを促したいと考えております。

またもう一つは、やはり道路ですとか河川とか、都市基盤施設があるのですけれども、こちらは公共施設のほうでもライトアップ基本方針というものの作成を予定しております、その中でもそういう主要な道路ですとか河川については光のヒエラルキーをつけて演出するという方針を掲げておりますので、そちらの公共施設の方針と大規模の景観誘導によってダイナミックな都市構造を見せていきたいと考えております。

また、先生ご指摘の視点場につきましても、俯瞰夜景がこちらは視点になりますので、大規模開発の際にそういう視点場を設けることもあわせて協議していきたいと考えております。

夜間は以上です。

○中井検裕会長 とりあえず一通りお答えいただいてからとしましょうか。

○小野委員 はい。

○中井検裕会長 それでは、2番目は18ページの水色で消されているところのですけれども。

○事務局　そもそも水色の消されている部分の説明なのですけれども、こちらの緑色の概要1枚目をごらんいただいてもよろしいでしょうか。こちらの東京の新しい都市づくりビジョン側の左下の部分のところに都市環境再生ゾーンとありまして、そこから矢印が二つに分かれて環七の内側と環七の外側に分離しているというような状況でございまして、もともと都市環境再生ゾーンにあった縦横にめぐる水のネットワークの部分に記載してあった部分を、この環七の内側の部分については青色の中核広域拠点域に移るので青色で消しているというような状況でございます。こちらの18ページは、新都市生活創造域で環七の外側の部分になりますので、大部分が環七の内側になっている隅田川の部分ですとか、そういったところは青字で消しているというような記載でございます。新都市生活創造域の中にも江戸川ですとか多摩川ですとか、荒川についても埼玉寄りのところの岩淵水門ですとか、そういったところについてはまだ水郷という河川ですとか、ほかにも水元公園のような水辺公園も河川沿いに立地していることから、タイトルとして河川や公園による水郷景観という名前で、内容はこのような形でまとめているという次第でございます。

○中井検裕会長　はい。具体的には10ページのほうに移動したということですね。

○事務局　そうです。すみません。

○中井検裕会長　今、小野委員がご指摘されたパラグラフは、10ページの上のところに異動したと。それは区域の切り方が変わったので、そちらのほうに移動させていますという、そういうご説明ですよ。

○事務局　はい。

○中井検裕会長　はい。それでは、三つ目の基本軸のモニタリングについてはいかがでしょうか。

○寺沢景観担当課長　三つ目のご意見は大変貴重なご意見だと思ひまして、今回の景観計画作成から10年がたっているのですけれども、今後これが20年、30年というふうに進んでいったときに、果たして基本軸の景観がどう変わっていったかというモニタリングは、確かにこういったタイミングで始めないと、定点観測といいますか、状況がわからないというのが確かに生じ得る話ですので、現時点ではやる手だては今のところないですが、検討させていただいて、将来のためにも、東京の景観がこのような形で変わってきたと。このような施策によって変わってきたというのを20年後、30年後、都民の皆様にも示していきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

○中井検裕会長　決意表明ということでよろしいでしょうか。

○寺沢景観担当課長 頑張ります。少し考えます。

○中井検裕会長 はい。小野委員いかがでしょうか。

○小野委員 2番目のことについてですが、移動したのはわかったのですが、そうするとさっきも言ったとおり、ここに水郷景観と銘打つ何か根拠がなくなってしまったように思いますが、それで本当にいいのか。都市づくりのほうに合わせるといのはわかるのですが、場合によっては都市の空間と景観は同じではないですから、必ずしもぴったり一致している必要もないと思うんですね。そのあたりどう考えるのか、この位置づけについて少し悩ましいなというふうに感じました。

○中井検裕会長 はい。事務局どうでしょうか。一つは18ページのこの水郷景観というタイトルをもう少し適切なものにご検討いただくということかなと思います。必ずしも景観の区分がこちらの都市づくりの区分とは合わないこともあるというのは、それは多分委員のおっしゃるとおりなのではございますけれども、これは少し大がかりな修正になりますので、今回の修正というよりはもう少し長期的なというような印象を私も受けましたけれども、ほかの委員の皆さん、関連する意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、矢部委員どうぞ。

○矢部委員 夜間の景観の形成に関する方針というところで、方針のほうは、私も内容は理解できるのですが、こちらの景観計画の中に夜間で、やはり夜間における光というのは、結局色彩をあらわしてくるものになるのかなというところで、この景観計画の119ページに書かれている、少し事前に資料をいただいた内容を見ていて思ったのですが、この中には、結局建築物との色彩の基準と書かれているのですが、光に関して、要は光を映される側の色、映す側の光の色というもの、ルクス数とか、そういった照明の基準によっても大分景観の色彩というものが変わってくるかなと思うので、ある程度ガイドラインというところを既存の建物の色というものにプラスして考えていかなきゃこの夜間景観に関してはいけないのかなと。例えば寒色系、暖色系の照明ではなく、ピンクだとか原色に近い照明を使ってしまうとまた都市景観のイメージというのは品格も含めて大分変わってくるかなと思いますので、その辺はどのように盛り込んでいくのか、お考えだけでも教えていただければなど。

○中井検裕会長 はい。少しお答えいただく前に、先ほどの小野委員のところについては、少しタイトルをもう少し見直していただくということと、それから、少し大きな宿題はい

いただいておりますので、そちらのほうは検討していただくということにさせていただければと思います。

それでは、矢部委員のご質問、ご意見への回答はいかがでしょうか。

○事務局 なかなか光の色というのは大事な要素であるのですが、景観計画の中でどう記載していくかというところは難しいところとして、例えば先ほどの方針の中で45ページになるのですが、少し地域ごとの書き分けということで、⑥ですね、落ちつきのある良好な住環境ということで、住環境、住宅街については2ポツ目ですが、温かみのある質の高い光ということで、暖色系を中心といったような記載はしておりますが、やはりこれも場所に応じてだと思いのですね。歌舞伎町ですとか渋谷ですとか、繁華街のところをどういう色にしていくかというのはいろいろご意見も分かれるところだと思いますし、先ほども申したように、余り一律的な規制をかけ過ぎるとまちの個性が発揮されないということで、先ほどの大規模の景観形成基準では、こちら140ページになりますけれども、先ほどご説明した上から三つ目の四角のところ、特に建築物の高層部に限っては色や過度な動きによる演出を避けるということで、先ほど品格というご意見もいただきましたけど、余り高層建物が赤、青、緑とか、ばらばらに見えるのもよくないなという考えのもとにこういった基準を入れています。ただし、先ほど言いましたように、地域のガイドライン等で定めがある場合ですとかは、地域の魅力向上に寄与する場合はこういったものによらないことができるという基準にもしておりますので、やはり色についても地域ごとでルールを決めていただいて、それぞれの特色を出していただくように誘導していきたいと考えております。

○中井検裕会長 はい。よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょう。それでは、小沢委員どうぞ。

○小沢委員 今の夜間における景観形成に関する指針の件なのですが、先ほど小野委員からもお話があった、例えば大規模開発についてはこちらとか、方針1にある都市構造を光で表現ということであればこちらという点はわかるのですが、この方針を具体的にどのように定めていくか、関連する法令や方針をこの43ページから45ページに組み込んでいただくと、あわせて検討がしやすいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○中井検裕会長 はい。事務局どうですか。

○事務局 少し書き方を検討したいと思います。ありがとうございます。

○中井検裕会長 今の小沢委員のお話は、レファレンスをちゃんと入れてくださいという

ことですよ。

○小沢委員　そういうことです。

○中井検裕会長　こういうことについてはこういうものを参照してくださいということですよ。

○小沢委員　はい。

○中井検裕会長　では、それは少し検討していただきましょう。

ほかはいかがでしょうか。はい、河島副会長。

○河島副会長　少し戻りますけど、さっきの水郷景観のタイトルのつけ方になりますけれど、ゾーニングとか本文との整合性を保つなら単純に水辺の景観ぐらいにしていればいいのかみたいになりかねない部分があるのだけれど、だけど水郷という言葉に景観の意味が結構込められているのだろうと思うのです。実際ゾーニングが環状七号線というところでランドデザインのほうが切っているために、ずっと長い年月、それこそ江戸時代以来の歴史を踏まえたそういう水郷景観の形成みたいな話と少しかみ合わないところでゾーニングが行われている。ではどっちがどっちだということでもなかなかないかなと。そうすると、少し今お話を聞きながら考えていたのですが、例えば18ページに大規模な河川や公園がこの内側のゾーンのほうとともに一緒に水郷の景観をつくっているというような、少なくとも水郷景観みたいな言葉はどこかにちらっと残しておいたほうがいいだろうなど。ただ、水郷景観をもし18ページの②のタイトルに残すとすると、中心域のほうの景観とは関係がない話になってしまうというような。だからむしろタイトルがこの水郷という言葉をし少し広めにとれるタイトルにして、水郷景観全体としては、そういう隅田川のあたりのお話も含めて一緒になって形成されているのだというような表現にすると落ちつきがいい表現になるのかなという、少しそんな気がしましたので。

そのことと、それから夜間の話については、これは計画部会で大分計画部会委員と議論して検討していたのですが、夜間の景観形成、特に夜間照明、ライトアップとそれから照明というのがあるわけだけれど、夜間照明の方針というのは今回初めてトータルなものとして入れていく。なかなかしかも照明技術というのはここに来てLEDが出てきて、非常に大きな変化を遂げている。さらにはいろいろな広告物系ではそういうデジタルマッピングだとか、いろいろな投影しながら動かしていくみたいな、そういうこともあるということで、なかなか今の時代に確立された価値観を持って決めつけていくというのは非常に種難しい部分があるというのは計画部会の委員の議論の中でも出ていたことなので

すね。そんなようなことで、先ほどのご意見がありましたけれど、色彩のほうの壁面の建物の建築物の色を規定する話と、それから照明のほうの色を規定する話は、まだ今のこの時代では同列に同じように、何か数値的なもので表示するようなことはできないので、もう少し、とりあえずこういうざっくりとした方針をまず出して、それに対するそういう実際のいろいろな建築行為などの動きがどうなるかというのを見ながら、そういうことは少しずつ詰めていく、私はそういうスタンスが少し必要なのではないかなと。余りここで何でもかんでも決めつけようとする、かえっておかしなものをつくってしまう、逆に縛り過ぎてしまったりか、そういうこともあるのではないかなというような感じもしています。あくまでもそういう面では少し言いわけがましいのですけれど、この夜間景観の話については、これが第一歩であるというところを踏まえて、少しこれからその計画部会の意見でも出ていたのですけれど、これをアフターケアするとか、あるいはフォローアップするとか、そういうようなことを景観行政全体の中でやっていく必要があるのではないだろうか。そういうことでもしかして直すべきところがあればどんどん直していくというようなスタンスに立ちながらやるべきではないかというようなことが議論としてありました。そんなような中で生み出された今の案であるということを、少しご報告をしたいというふうに思います。

○中井検裕会長 はい。ありがとうございます。

1点目の水郷のところは、事務局のほうで少し河島副会長の趣旨を酌んでいただいて修文をしていただくということでよろしいでしょうか。環状七号というのは人工的に区切ったラインですけど、景観は必ずしもそれに沿ってつくられているわけではなくて、長い年月をかけて自然のうちにでき上がってきた一まとまりというのは、必ずしもそういう人工的な道路だとか、そういうのはまた本来は違う部分だと私も思いますが、とりあえずはここではそういう東京都の都市ビジョンのほうに合わせていますので、少し出入りを許容しつつ書いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、2番目の夜間景観については、これが第一歩といいますか、少しやりながら育てていくという感じなのではないでしょうか。というようなご発言だったかなというふうに思います。

いかがでしょうか。その他のご意見はございますか。

はい、松尾委員どうぞ。

○松尾委員 夜間照明なのですが、最近割合公共施設とか広場なんかで足元を照らして

頭の上のほうには光がないというところが少しずつ出てきていて、非常にこの中では住宅街なんかでそんなのをイメージしているみたいですけど、落ちつくイメージだなと思うのですが、やっぱりにぎやかなところは明るいという、そんなやっぱりイメージがあると思うのですが、一方では、光というのは景観上だけの問題ではなくて、防犯上の問題なんかもあると思うのですね。一方では、最近防犯カメラなんかもたくさんできてきて、防犯カメラがちゃんと効くように、まちの中の光は配置しておかなきゃいけない。一方では、さっき言ったように、この中でもめり張りという言葉を使っているのですが、めり張りがあるような照明をまずやってみましょうというのはとてもいいことだと思うのです。一方では、光の機能としての防犯だとか何とかという面についても、やっぱり少し考えて頭の隅に置いておかなきゃいけないなというのを感じながら、さっき河島委員のおっしゃった、やっぱり少し今は様子を見ながらこれからよくしていくのだということは非常にいいことだと、そんなふうに思いました。

○中井検裕会長 はい。ありがとうございました。光の機能面のほうですよ。もちろん公共スペースについては一定の基準があるので、それを満たした上でということだろうとは思いますが、ご意見ということでよろしいかと思います。

ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

特にご発言がないということでございましたら、本件はこれぐらいにさせていただきまして、本日幾つか意見が出まして、少し事務局のほうで修正していただかないといけないところが発生したかと思えますけれども、それも含めまして、本審議会としては景観計画の変更について、基本的には原案どおり了承するというご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○中井検裕会長 はい。ありがとうございます。

それでは、審議事項は以上でございます。報告事項に参りたいと思います。

二つございまして、1が東京都選定歴史的建造物の同意状況、特に景観上重要な歴史的建造物等の取組状況。2番目といたしまして、歴史的建造物保存のチャリティイベントでございます。一括して事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 まず、資料2-1の東京都選定歴史的建造物の同意状況をご報告させていただきます。

歴史的建造物の選定方法としては、現在三つの種類がございます。戦後単体選定37件、

エリアを考慮した選定19件、あと土木構造物54件がございます。27年に戦後単体とエリアを候補として選定で、去年、29年に土木構造物の候補選定をいたしました。

現在、戦後単体選定のほうは、もともと37ということがございますが、まず選定済みが7件、これは昨年までで、あと新たに同意済みということで2件ございます。こちら2件は今年度中、あと1週間ありますけれども、新たに選定をするということで予定してございまして、景観計画の素案の中でも現在90件とありますけれども、92件になるという内容で反映させてございます。これが戦後単体選定です。

エリアを考慮した選定19件ということで、これは選定済みは去年行いました4件でございます。あとは同意済みが現在1件ございまして、今現在手続中ということで選定に向けてやっているところでございます。

3番、土木構造物、これは調整中が54件中、文化財であったということで除外したものとか、既に除却されていたというものとかもございましたので、5件を候補除外で、あとは現在調整中が49件でございます。一応内諾レベルではございますけれども、同意に向けて調整が続いているものも幾つかございますので、調整中ばかりにはなってはいたしませんけれども、引き続き手続を進められるように調整を図りたいと思っております。

以上でございます。

○事務局 続きまして、特に景観上重要な歴史的建造物等の取組状況についてご説明申し上げます。お手元の資料2-2をごらんください。

特に景観上重要な歴史的建造物等につきましては、文化財などの歴史的な価値のある建造物等のうち、これらを含む周辺の良い景観の形成に特に重大な影響を与えるものを選定し、その周辺の開発行為等に対して配慮を求めるものでございます。

昨年度、今年度、選定を先生方にご議論いただき、新たに建造物が15件、公園が19件、史跡・名勝・天然記念物等が12件の計46件が選定されたところでございます。

現在の取組状況でございますが、都のホームページ等で公表するに当たり、建造物等の所有者に対して、選定を通知するとともに、選定の目的、内容について説明しており、概ね所有者に対する説明は完了しております。また、特に景観上重要な歴史的建造物等に選定されますと、歴史的景観保全の指針が適用され、周辺100メートルの範囲の開発行為等に対して歴史景観への配慮を求めることとなります。そのため、東京都のみの対応ではなく、建造物等が所在する区市が景観行政団体である場合には、事業者等への対応を行うのは主に景観行政団体である区市であるため、その区市に対して歴史的建造物等の周辺で開

発行為等が行われる際に、都と連携し指針に基づいた対応を依頼しているところがございます。

今後の予定につきましては、今年度中に都のホームページにて今回追加選定されました建造物等について公表する予定でございます。

なお、2ページ目に記載しております公園についてでございますが、14番の水元公園と15番の小金井公園につきましては、公表が5月17日の都市計画審議会の審議以降の予定でございます。また、16番の駒沢オリンピック公園から19番の横網町公園までにつきましては、景観重要公共施設に位置づけるのは景観行政団体である区が行うものとなっておりますため、区に対して順次景観重要公共施設に位置づけるよう依頼しているところでございます。○事務局 すみません。資料の3です。歴史的建造物保存チャリティイベントということで報告させていただきます。

平成29年度の取組としては、7月31日、12月3日、2月16日と合計3回行いました。場所は書いてあるとおり3カ所それぞれのところで行いまして、人数もそれなりの人数で無事に終了いたしました。一応写真で実際の開催の様子を紹介させていただきました。

以上でございます。

○中井検裕会長 はい。ありがとうございました。2件ご報告がございましたが、内容的には3件でしょうかね。東京都選定歴史的建造物の同意状況、それから、特に景観上重要な歴史的建造物等の取組状況、さらに歴史的建造物保存のチャリティイベントの3件でございます。ご質問やご意見等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にないということよろしいですか。

(「なし」との声あり)

○中井検裕会長 はい。それでは、特にご意見等はございませんようですので、ご報告ということで承ったということにさせていただければと思います。

それでは、その他ということになりますけれども、こちらは何かございますか。

○寺沢景観担当課長 今後のスケジュールについてでございます。

○中井検裕会長 はい。お願いします。

○寺沢景観担当課長 こちら資料の縦のところがございますけれども、今後、素案、一部本日いただいたご意見をもとに修正をいたしまして、来週の水曜日から意見募集を、いわゆるパブコメをさせていただきます。その後、都市計画審議会に景観重要公共施設の追加

につきましては意見を聴取いたしまして、皆様方には5月31日の午前中で日程調整させていただきますけれども、第49回の景観審議会を開催させていただいて、パブコメの結果の報告ですとか、都市計画審議会による意見の報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○中井検裕会長 はい。次回はそれでは5月31日の午前中ということでございますので、委員の皆様ご予定いただければと思います。

ほかに委員の皆さんのほうから何かご発言等はございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○中井検裕会長 なければ事務局のほうにお返しをしたいと思います。

○遠藤屋外広告物担当課長 中井会長、ありがとうございました。以上をもちまして本日東京都景観審議会を閉会させていただきます。委員の皆様ありがとうございました。